○坂出市防災士資格取得補助金交付要綱

平成24年３月30日要綱第54号

坂出市防災士資格取得補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，防災士を養成することにより市の地域防災力の向上を図るため，防災士の資格取得に要した経費の一部を補助する防災士資格取得補助金（以下「補助金」という。）の交付について，必要な事項を定めるものとする。

（防災士の定義）

第２条　この要綱において「防災士」とは，特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「機構」という。）より防災士として認証されている者をいう。

（交付の対象および補助金の額等）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は，市内在住の防災士で，自主防災組織，自治会等の地域団体から防災リーダーとして推薦されるもので，市の防災力向上のための活動を行う意思のあるものとする。

２　補助金の交付の対象となる経費は，次に掲げる経費とする。

(１)　機構が認証した研修機関による研修講座の受講料

(２)　前号の講座の受講に必要な教本の購入費

(３)　防災士資格取得試験受験料

(４)　防災士認証登録申請料

３　補助金の額は，２万５千円を限度とする。

（交付の申請）

第４条　補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は，坂出市防災士資格取得補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

(１)　誓約書（様式第２号）

(２)　機構が発行する認証状の写し

(３)　前条第２項の各号に掲げる経費の領収書の写し

(４)　その他市長が必要と認める書類

２　前項の申請書の提出期限は，防災士として認証された日から起算して１年以内とする。

（交付の決定および確定）

第５条　市長は，前条第１項の申請書の提出を受けたときは，速やかにその内容を審査し，必要に応じて調査等を行い，補助金の交付の適否を決定するものとする。

２　市長は，前項の規定により補助金の交付を決定し，および補助金の額を確定したときは，坂出市防災士資格取得補助金交付決定・確定通知書（様式第３号）により，その内容を申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第６条　申請者は，補助金の交付を受けようとするときは，坂出市防災士資格取得補助金交付請求書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第７条　市長は，前条の請求書を受理した後，速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消しおよび補助金の返還）

第８条　市長は，申請者が次の各号のいずれかに該当するときは，補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し，すでに交付した補助金があるときは，期限を定めてその全部または一部の返還を命ずることができる。

(１)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(２)　前号に定めるものを除くほか，市長の指示に従わなかったとき。

（委任）

第９条　この要綱を定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

付　則

この要綱は，平成30年10月1日から施行する。

付　則

この要綱は，平成24年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

様式第２号（第４条関係）

様式第３号（第５条関係）

様式第４号（第６条関係）